

宮崎市総合計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市総合計画審議会条例（昭和43年条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、宮崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

- 第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、会議の議案並びに日時及び場所を示して、開会の日前3日までに文書その他記録の残る方法で通知するものとする。
- 2 会議は、会長が必要と認めるときは、WEB会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して開催することができる。
 - 3 委員の任期満了後、最初の会議は、市長が招集する。この場合において、前2項及び次条の規定中「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(欠席)

第3条 委員は、会議に出席できない場合は、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開等)

- 第4条 会議は、原則、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮って、会議を非公開とすることができる。
- 2 前項ただし書の場合において、WEB会議システムを利用して会議に出席する委員は、当該会議を委員以外の者に視聴させてはならない。
 - 3 会長は、傍聴人が議事の妨害となる言動をしたときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができるほか、会議の傍聴に関し、必要な事項を別に定めることができる。

(議事録)

- 第5条 会長は、会議終了後速やかに、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議案の内容
 - (4) 審議の経過及び結果
- 2 議事録は、会長が会議において指名する委員2名が署名しなければならない。
 - 3 議事録は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）に規定する不開示情報（発言した委員の氏名を含む。）を除き、宮崎市ホームページ等で公開する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月28日から施行する。